

地震一口メモ No. 177

津波警報等の視覚による伝達について

津波警報等が発表された場合、海水浴場におられる方は直ちに海岸から離れ、高台など安全な場所に避難していただく必要があります。また、「障害者基本計画」や「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」には、視覚・聴覚障害者等への的確な情報伝達がなされるよう配慮する等の方針が示されています。

気象庁では、聴覚障害者の方に津波警報等をより確実に伝達することができるよう、2019年10月より「津波警報等の視覚による伝達のあり方検討会」を開催し、海水浴場等における「旗」を用いた津波警報等の伝達について検討を進めてきました。この検討にあたり、気象庁は、海岸を有する都道府県にご協力をいただき、2019年8～9月にアンケート調査を実施しています。アンケートでは、各自治体で海水浴場や海岸等において津波警報等が発表された際にすでに用いられている視覚的伝達方法や、国が視覚的伝達方法を定めることに対するご意見を伺っています。

同検討会では、聴覚障害者の方から頂いたご意見や、実際に海水浴場で行った旗による伝達の有効性の検証などから、主に以下の理由から津波警報等の伝達には写真のような「赤白の格子模様の旗」を用いることが望ましい、との報告書がとりまとめられました。

- ・視認性が高いこと。
- ・海からの緊急避難を呼びかけるものとして国際的にも認知されていること。

検討会の内容やアンケート結果については下記の気象庁HPをご覧ください。

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/study-panel/tsunami-shikaku/tsunami-shikaku.html>

気象庁は、この報告を踏まえ、2020年6月を目前に気象業務法施行規則（国土交通省令）及び予報警報標識規則（気象庁告示）を改正し、旗による伝達方法を規定する計画のほか、海岸を有する自治体に対して、津波警報等の視覚による避難の呼びかけを行うことへの普及啓発を行います。

写真 「赤と白の格子模様の旗」(U旗)を用いた
津波警報等の伝達のイメージ
(公財)日本ライフセービング協会提供

